六甲アイランド高校の生徒転落事故について

1. 事故概要

- ・平成29年12月22日(金)午後5時頃、1年男子(当時)が校舎5階から転落
- ・12月21日(木)及び22日(金)、教諭が当該生徒を含む3名の生徒に対して、SNS 上のなりすまし及び呼称行為に関して、別室で事実確認および説諭・指導等を実施

<12月21日及び22日の状況>

・21日(木)、指導教諭がSNS上における同級生名でのなりすましについて事実確認、 説諭・指導・作文作成の実施

当該生徒の別室の在室時間: 7時間30分

(うち、指導:35分、作文作成:5時間35分)

- ・当該生徒は帰宅後、他の生徒とSNSで交信 当該生徒が「退学になるぐらいなら死んだ方が」と送信したところ、他の生徒は「あかんで」と返信、それに対して「大丈夫、死なへんから」と返信したことを、他の生徒より聞き取り。
- ・22 日(金)、指導教諭が同学年の生徒に対する呼称行為について事実確認、説諭・指導・ 作文作成・冬休み課題の自主学習の実施

当該生徒の別室の在室時間:8時間45分

(うち、指導:1時間、作文作成:3時間、

冬休みの課題学習:2時間15分)

指導教諭は、指導の中で「嘘をついたな」「わからないのか」「俺たちをごまかし続けようと思っているのか」「担任を裏切って普通の顔して嘘ついたな」などと発言

・事故発生後、22 日未明に自宅にあった当該生徒が作成したと思われるノート(A4版2 枚程度)が発見される。「死」という文字が書いてあったと聞いているが、閲覧することはできなかった。

<事故後の状況>

- ・平成29年12月~平成30年8月の間、学校と保護者等が複数回、面談を実施
- ・平成30年7月、当該生徒は退院
- ・平成30年8月、別の高校に転学

2. 平成 29 年 12 月 21 日及び 22 日の教員の指導

- (1) 指導教諭への聞き取り内容 前述のような発言を、語気を強めて言ったが、退学を迫る発言はしていない。
- (2) 当該生徒への聞き取り状況
 - ・保護者等に当該生徒との面談を、複数回求めたが、入院中のため実現できなかった。

- ・平成30年7月、弁護士が代理人に就任して以降、代理人にこれまで3度面談を求めた ところ、もうしばらく後になる旨を伺っていた。
- ・平成31年4月10日、再度、代理人に申し入れたところ、当該生徒へのアプローチを含めて、どう進めていくかは検討中であり、近日中に連絡する旨を伺っていた。
- (3) 他2名の生徒への聞き取り内容

平成31年3月22日、改めて教頭が生徒に聞き取りしたところ、指導教諭から退学を 迫る発言はなかった。

3. 調査要望書の提出を踏まえた再度の指導教諭への聞き取り内容

・平成31年4月18日、指導教諭に改めて、要望書をもとに聞き取りを行った。いじめの 指導を行う中で、語気を強めて、前述のような発言をすることはあったが、退学を迫る 発言はしていない。

〈参考〉 当該生徒及び保護者から提出された調査要望書の要旨

- (1) 指導教諭の指導は、指導理由が極めて軽微な言動にもかかわらず、2日間にわたり授業を受けられず、一室に閉じ込められ、退学を告知されるなど脅迫を伴う過酷なものであった。
- (2) 飛び降りの原因が本件指導にあると考えられる。
- (3) 市教委は、本件の真相究明や再発防止よりも訴訟対策、組織防衛を優先しており、市 教委が第三者委員会を設置しても、調査の公平性・公正性が担保できない。市長部局 の下で第三者委員会による真相究明の調査を求める。

平成31年4月15日(月):代理人弁護士が神戸地裁記者クラブで会見 4月19日(金):代理人弁護士が市長に対する要望書の提出